

広島都市学園大学子ども教育学会会則

- 第1条 (名称) 本会は、「広島都市学園大学子ども教育学会」と称し、事務局を広島都市学園大学ひろしま人間教育研究センター(522)に置く。
- 第2条 (目的) 本会は、会員の研学生活の向上を図り、子ども教育の文化及び発展に資することを目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は、前条の目的を達成するために次の事業をおこなう。
1, 研究会、2, 講演会、3, 雑誌『子ども教育学部紀要』への投稿、4, 「会報」の発行、5, 親睦のための行事、6, その他本会の目的の達成に必要な行事
- 第4条 (会員) 本会は、次の者をもって会員とする。
1, 広島都市学園大学子ども教育学部子ども教育学科の教員(以下、教員とのみ記す)学部生及び卒業生
2, 本会に入会を希望し、会長の承認を得た者
- 第5条 (役員) 本会に次の役員を置く。
1, 会長1名
2, 会長以外の幹事長1名
3, 会長以外の幹事教員数名
4, 幹事卒業生より数名
5, 幹事在学生より各2名
6, 会計・事務局1名
- 第6条 (役員の仕事及び選出方法) 本会の役員の仕事及び選出方法は、次のとおりとする。
1, 会長 本会を代表し、会務を統括する。
会長は、原則として広島都市学園大学子ども教育学部の学部長があたる。
2, 幹事長 幹事教員、幹事卒業生・在学生の運営する各研究会を統括する。
幹事長は、原則として会長が選出する。
3, 幹事教員は、事務局とともに会議を構成し、本会の事項を審議し、事業の推進にあたる。また、『子ども教育学部紀要』へ投稿する学会報告の作成、その他の会務の処理にあたる。幹事教員は、主として「ひろしま人間教育研究センター」の運営委員のなかから会長が委嘱する教員数名。
4, 幹事卒業生・在学生 研究会を運営し、授業研究や発表をとおして、教員としての資質向上を図る。
- 第7条 (役員の仕事) 本会の役員の仕事は、2年とする。ただし、幹事卒業生・在学生の仕事は1年とし、ともに、再任を妨げない。
- 第8条 (総会) 本会は、毎年1回開催する「広島都市学園大学子ども教育学会」において総会を開き、事業報告、会計報告、役員の仕事の交替、その他重要事項の審議決定をおこなう。
- 第9条 (会則の変更) 本会会則の変更は、総会の議を経なければならない。
- 付則 本会会則は令和元年8月3日より施行する。